

令和4年9月

お客さま各位

北星信用金庫

「当座勘定規定」の改定および規定電子化のお知らせ

平素は、北星信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、全国銀行協会にて令和4年11月に電子交換所を設立することが決定されたことに伴い、「当座勘定規定」を下記の通り改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

また、本改定のタイミングで当該規定の電子化を行います。この対応により、当金庫ホームページにおいて常に最新の規定のご確認が可能となりますことから、窓口等での規定配布を終了させていただきます。(その他の「預金関連規定」は令和2年1月1日電子化)

記

1. 改定日(電子化日…当金庫ホームページに掲載いたします。)
2022(令和4)年11月4日(金)

2. 改定する規定

規定等名称	改定内容
①当座勘定規定(一般用)	新旧対照表
②当座勘定規定(専用約束手形口用)	新旧対照表
③約束手形用法	新旧対照表
④為替手形用法	新旧対照表
⑤小切手用法	新旧対照表

3. 主な改定事項

- 1) 電子交換所による決済業務開始に伴う改定
 - ・支払済証券の受戻期限の設定・イメージファイルにより印鑑照合を行う旨の追加
 - ・個人信用情報センターへの登録規定の削除・チェックライターの使用方法
 - ・金額を漢数字で記載する場合の使用可能文字
 - ・金額欄、金融機関名への記名なつ印、金額複記等の記載被りの禁止、他
- 2) 民法改正を踏まえた改定
- 3) 「マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策」を踏まえた改定

以上

新	旧
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払） (1)（略） <u>(2) 前項(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3)（略） <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。</u> (5)（略） <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項(6)の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払） (1)（略） <u>(新設)</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3)（略） <u>(新設)</u></p> <p>(4)（略） <u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第15条（略）</p>

新	旧
<p>第16条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影<u>または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u>を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第18条～第23条 (略)</p>	<p>第16条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第18条～第23条 (略)</p>

新	旧
<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>第25条（取引の制限等）</u></p> <p><u>（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（2）日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じて適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫に届出るものとします。この場合において、届出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（3）前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第26条（解約）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。</u></p> <p><u>① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>② 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第25条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>③ 第25条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に亘って解消されない場合</u></p> <p><u>④ 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合</u></p>	<p>第25条（解約）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）
第7条（手形の支払）	第7条（手形の支払）
(1)（略）	(1)（略）
<p><u>(2) 前項(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。	(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。
第8条（手形用紙）	第8条（手形用紙）
(1)（略）	(1)（略）
<p><u>(2) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(3)（略）	(2)（略）
(4)（略）	(3)（略）
<p><u>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(6) 前項(5)の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
第9条～第13条（略）	第9条～第13条（略）

新	旧
<p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p>	<p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を、を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p>

新	旧
<p>第21条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第23条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第23条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>第22条（取引の制限等）</u></p> <p><u>（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（2）日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じて適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫に届出るものとします。この場合において、届出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>（3）前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第21条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>第23条（解約） (1) ～ (2)（略）</p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。</u></p> <p><u>① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>② 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第22条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>③ 第22条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に亘って解消されない場合</u></p> <p><u>④ 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p>(4)（略）</p>	<p>第22条（解約） (1) ～ (2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(3)（略）</p>

新	旧																																															
<p>4. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>●<u>金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1</u></td> <td colspan="3"><u>2</u></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="2"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>壹</td><td>弍</td> <td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td> <td>参</td><td>参</td> <td>四</td><td>泗</td><td>肆</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="2"><u>100</u></td> <td colspan="2"><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td><td>捌</td> <td>九</td><td>玖</td> <td>拾</td><td>仕</td> <td>百</td><td>陌</td> <td>佰</td><td>千</td> <td>仟</td><td>阡</td> </tr> </table>		<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>		漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	<p>4. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ<u>壹、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(4) 新設</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>
	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>																																							
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆																																					
	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>																																							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡																																				

新						旧					
	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>								
<u>漢数字</u>	<u>五</u> <u>伍</u>	<u>六</u> <u>陸</u>	<u>七</u> <u>漆</u> <u>質</u>								
	<u>10.00</u>		<u>(その他)</u>								
	<u>0</u>										
<u>漢数字</u>	<u>万</u> <u>萬</u>		<u>金</u> <u>円</u> <u>圓</u> <u>億</u>								
<p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>											
以 上						以 上					

新	旧
<p>5. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(4) (新設)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

新													旧		
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧															
	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>			<u>4</u>					
漢数字	壹	尙	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆			
	<u>8</u>			<u>9</u>			<u>10</u>			<u>100</u>			<u>1,000</u>		
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡			
	<u>5</u>			<u>6</u>			<u>7</u>								
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質								
	<u>10,000</u>				<u>(その他)</u>										
漢数字	万	萬		金	円	圓	億								
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。															
以 上													以 上		

新	旧																																															
<p>4. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1</u></td> <td colspan="3"><u>2</u></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="2"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>壱</td><td>弍</td> <td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td> <td>参</td><td>參</td> <td>四</td><td>泗</td><td>肆</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="2"><u>100</u></td> <td colspan="2"><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td><td>捌</td> <td>九</td><td>玖</td> <td>拾</td><td>仕</td> <td>百</td><td>陌</td> <td>佰</td><td>千</td> <td>仟</td><td>阡</td> </tr> </table>		<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>		漢数字	壹	壱	弍	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	<p>4. (1) 金額は、所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、<u>文字の間をつめ壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(4) 新設</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>																																							
漢数字	壹	壱	弍	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆																																					
	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>																																							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡																																				

新							旧								
	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>												
<u>漢数字</u>	<u>五</u>	<u>伍</u>	<u>六</u>	<u>陸</u>	<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>								
	<u>10.00</u>		<u>(その他)</u>												
	<u>0</u>														
<u>漢数字</u>	<u>万</u>	<u>萬</u>		<u>金</u>	<u>円</u>	<u>圓</u>	<u>億</u>								
<p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>															
以 上							以 上								